

別記様式第4号 議事録

令和8年3月30日公表

令和7年度 第2回東京支社入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和8年3月9日(月) 東京支社	
出席委員 (敬称略。委員については、50音順。)	委員長：飯田 直久(弁護士) 委員：井上 徹(横浜国立大学 名誉教授) 今川 奈緒(茨城大学 准教授) 岡田 正則(早稲田大学 教授) 長田 敦(弁護士) 角田 淳(弁護士) 南部 利之(法律事務所 アドバイザー) 藤井 浩司(早稲田大学 名誉教授) 吉田 純司(山梨大学 教授)	
審議対象期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
工事(一般競争入札)	1件	
工事(特命契約)	1件	
調査等	1件	
物品・役務	1件	
変更契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	(別紙のとおり)	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	今回の審議案件について、特に問題なく妥当と判断する。 以下5点ほど委員会から申し上げたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・見積協議方式において、契約制限価格と入札金額との開差の内容について、下請の見積書だけでは妥当性を判断できないので、妥当性の判断の理由はきちんと整理し、対外的に説明できるように工夫を検討して欲しい。 ・入札にあたって、参加者が一堂に会する場所を設けるのは好ましくないため、せり下げ方式に限らず入札方法について注意して欲しい。 ・車両の売却に関して、下取価格の適正性についてしっかりと確認を行うよう留意して欲しい。また、車両の仕様についても、特殊性のある作業を担うため、よりよい製品開発につなげられるよう評価項目を設定するような工夫を検討して欲しい。 ・変更契約における価格の妥当性を対外的に説明できるよう留意して欲しい。 ・公共事業を担う会社として、今後とも技術者育成の努力をお願いしたい。 	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果の報告	
意見・質問	回答
・報告に関する意見・質問なし。	

2. 入札及び契約に係る談合等不正行為等の疑義事案の報告	
意見・質問	回答
・報告に関する意見・質問なし。	

3. 抽出案件の審議	
(1) 工事(一般競争入札)	
工事名:新東名高速道路 小山東地区側道整備工事	
<p>① 確認対象項目の開差の理由はわかるが、その内容が適切かどうかはどう判断するのか。</p> <p>② 受注者の見積を妥当と考えるならば、積算基準を見直すといったことになるのか。</p> <p>③ 開差が大きいのは、地域性などの特殊事情が考えられるのか。</p> <p>④ 確認協議において、相手方に対して、これまでの実績金額や積算との乖離を具体的に示して確認を取るといったことはしていないのか。</p> <p>⑤ 昨今の物価の高騰や人件費の高騰といった変動に対して、積算単価などを適正に反映させるためどのように対応しているのか。</p>	<p>① 各項目の開差について、施工体制・編成や機械損料の算出方法を確認しております。金額的に非常に大きな差異がありますが、施工は可能な体制で妥当性があると判断し、契約締結しております。最終的には施工実態を確認し、適正な内容で精算を行うこととなります。</p> <p>② 今回の工事は、標準的な積算要領を使用しておりますが、実際の施工では、受注者の対応可能な施工数量がありネクスコの基準は使用できなかったと想定しております。他の工事においても、このような状況があれば、個々に積算に反映することも検討していく必要があると考えられます。</p> <p>③ 本工事については、地域性などの特殊事情は考えられないため、施工実態調査において、適正な内容であるかの確認を行いつつ、必要に応じて積算に反映するのかを検討していくことになると考えます。</p> <p>④ 確認協議においては、入札金額の算出方法を確認することになっており、実績金額や積算との乖離を具体的に示してはおりません。</p> <p>⑤ 四半期ごとに材料価格調査による価格の改定を行い、労務単価については、毎年3月に国に準拠した改定を行っております。</p>

(2) 工事(特命契約)	
工事名: 中央自動車道 御前山第一橋鋼橋補修工事(2024年度)	
<p>① 24年11月に「AA判定」となり、契約締結が25年7月であるが、概ね1年程度で契約締結できたことに対して問題ないか。</p> <p>② 損傷の写真見るとかなり亀裂が発生しているように見えるが、問題はないのか。</p> <p>③ 「AA」判定は1年にどのくらい件数があるのか。緊急対応が必要な事例が1年にどのくらいあるのか、それに円滑に対応できているのか。</p> <p>④ 契約締結までに何度も手続きを行っているが、防災型発注方式は、通常このような状況であるのか、あるいは本件が特殊であるのか。</p>	<p>① 「AA」判定の損傷は、概ね1年を目途に補修を実施することとなっており、あくまで目安となっています。今回の疲労亀裂は1年経過しても今すぐ問題にならないことを確認しています。</p> <p>② この疲労亀裂は二次部材(ガセット)に発生しているもので、主部材には至っておりません。放っておくと主部材にも影響が及ぶ可能性があるということで、「AA」判定としていますが、現段階で応急的な措置の必要はありません。</p> <p>③ 年度毎にバラつきはありますが、2024年度では、橋梁の鋼桁で79件、橋梁数で25橋です。現在、17橋は補修が完了し、残る損傷も着手済という状況で、今年度中に完了予定です。なお、2023年度は30件でした。補修対応は、工事への追加、グループ会社の業務で対応、それと今回の防災型発注方式による対応があります。円滑に対応はできているとの認識です。</p> <p>④ 工事内容などにもよると思われるため、ケースバイケースです。</p>

(3) 調査等(指名競争入札)	
調査等名: 高速道路の整備効果資料作成(2025年度)	
<p>① 定型化されたグラフ作成や評価も、今後はAIなどの活用により内製化し、事業評価のみならず違う分野に貢献出来るものとしたら良いのではないかと。</p>	<p>① 当社でも、最近、AIを使うようになってきており、データを事前にAIに読み込ませることで、今後は直営でできる部分も出てくるのではないかと考えております。現状は、当社からいろいろとデータを提供し、受注者独自の 방법으로、集約するということもあり、そのノウハウみたいなものがAIもできるようになれば実施できるのではないかと考えられます。</p>

<p>② 技術者の資格要件はどのような考えで設定しているのか。</p> <p>③ 経年変化を追うために同一の会社が3年や5年契約といった形式で評価した方がよいのではないか。</p> <p>④ 参考見積に基づく設計金額への反映方法について、過去、異常値を排除せず単純平均している事案があったが、本件では標準偏差を出して異常値を除外しているとのことであるが、単純平均する手法は改められたのか。全社的な統一ルールを決めるべきではないか。</p> <p>⑤ 標準偏差の採用にあたり SE(標準誤差)を確認しているのか。分布の偏りにより結果が異なるので注意したほうが良い。</p> <p>⑥ 成果品のイメージについて、2024 年度と2025 年度で大きな違いがないように思われるが、発注した業務は数値の更新ということになるのか。また、ヒアリングのコメントも同じ内容と思われるが如何か。</p>	<p>② 業務が「経済調査」であるため、技術士の建設部門の都市及び地方計画というものを熟知している者を配置していただきたいということ、また、今回、同事業すべてに精通するということで、建設部門の道路を設定させていただいたところです。それから、3名以上の所属を求めることについては、管理技術者、照査技術者、担当技術者の配置を考えたものです。</p> <p>③ ここ数年は新東名の事業評価が続いていますが、対象が変わる場合もあり、一概に継続していないところがあります。基本的に作成した資料については、根拠データも含めて引継ぎができるようにしております。</p> <p>④ 過去のご指摘も踏まえ、本件は、標準偏差を出し、異常値を除外しております。全社的にどのように統一していくかは、今後の検討と考えております。</p> <p>⑤ 確認いたします。(確認の結果、標準誤差は未考慮)</p> <p>⑥ 交通量のように数値の更新もありますが、行政が出している資料や統計データから新たに作成するものもあります。また、事業評価委員会での指摘を踏まえ再作成するものもあり、今回の説明資料にある救急医療機関の 30 分圏域は一般道側の渋滞解消などを反映したものとして再作成しています。ヒアリングは、コメントとして効果がわかりやすいものを採用しており、集約結果を見て更新を判断しております。</p>
--	---

(4) 物品・役務	
件名: 八王子支社管内 湿塩散布車購入(2024年度)	
<p>① 各社によって少し機能が違ったり、効率が良かったりという性能の差は出てくるのか。</p> <p>② 特殊な車両のため、技術者の減少などでメンテナンスが問題となり、入札参加者が減少する懸念もあるのではないかと。</p> <p>③ 発注者として入札において、参加者が対面する必要のない方式を検討して欲しい。</p> <p>④ 車両の更新の目安はあるのか。</p> <p>⑤ 下取り価格の適正性は確認しているのか。本体価格に対して、5万円の下取り価格は安すぎると思う。過去の実績のみに捉われるのではなく経済情勢も変化するので合理的な説明ができるように考えて欲しい。</p>	<p>① 当社仕様に則した車両を納入してもらっており、例えば、散布装置における速度調整の範囲が若干異なるなど、各社により性能が違う部分はあると思います。</p> <p>② 特殊車両製造は大きな業界ではないため、今後入札参加者の減少は懸念材料ですが、入札参加時点でメンテナンス体制について審査基準を設けており、自社の直営整備工場ではなく、自社以外の整備工場と代理店契約を締結していれば問題ないこととしています。</p> <p>③ 今後とも、より公正かつ透明な手続きのもと調達を行うため、疑念を持たれない入札執行の在り方として、ご意見について参考とさせていただきます。</p> <p>④ 車両の更新は、使用年数や部品の修理比率などを総合的に勘案して判断しております。</p> <p>⑤ 過去の実績などを基に適正性を確認しております。</p>

(5) 変更契約	
工事名: 東名高速道路 崎山橋耐震補強工事	
<p>① 当時、検討はしたものの、管理技術者の兼務が困難で別契約にできなかったということでしょうか。</p> <p>② 本件は、東日本大震災後の耐震補強工事という特殊性や工事内容の特殊性があったということか。</p>	<p>① 当時は別工事になるともう一人技術者が必要になるということで、事業執行のために追加工事にしたと思われます。</p> <p>② 当時は、全国的に耐震補強工事が発注され入札不調が頻発していたという状況や2021年度までに事業を完了させる事業計画達成のために、様々な手法で発注を試みたのですが、万策尽きて、やむを得ず本件よりも規模が大きい工事にもかかわらず追加工事としたという事情がございます。</p>

<p>③ 別発注しようとした工事を追加したやむを得ない事情があったことは理解できるが、結論的には別契約すべき案件であったと考える。現時点であれば、別契約する方向で対応するのか。</p> <p>④ 変更契約金額が 9 倍になっているため、金額の公正性・妥当性に関して算出方法を対外的に説明できる工夫を検討してほしい。</p> <p>⑤ 入札不調対策の一環としても技術者不足解消、担い手の育成のため、技術者になるとこんな夢があるといったネクスコの事業 PR を戦略的に進めていって欲しい。</p>	<p>③ 当時も別工事として発注すべく、様々な手法を試みておりますし、情勢がかなり変わってきており、発注件数も減少傾向にあります。入札不調の取り組みを進めて、発生件数も減ってきておりますので、現在の入札手続きの方法を活用して別工事として発注をしていくことで考えております。</p> <p>④ 請負金額の変更については、基本的にネクスコとの積算基準をベースに受注者との新単価協議を経て決定しております。</p>
--	--